行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	私学·高等教育課	整理番号	7-2
許認可等の種類	宗教法人の規則の変更の認証				
根拠法令条例 等•条項	宗教法人法第26条第1項				
許認可等の概要	宗教法人規則の変更に係る変更の認証				
審査基準(未設定の場合はその理由)	〈規則等の認証に関する審査基準及び標準処理期間〉 宗教法人法(昭和26年法律第91号。以下「法」という。)に基づく規則、規則の変更、合併 及び任意解散の認証に関する審査に当たっては、法の規定のほか、特に以下の点に留 意して行うものとする。 第2 規則の変更の認証について 法第27条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存在の理由ある疑いをもつ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。なお、規則の変更の手続きに関し、規則の変更に関与する代表役員その他の役員等は、正当に選出された者であることを要するから、この点に疑義がある場合は、これらの者の選任の手続きを調査する。 新たに事業に関する規定を設けるための規則の変更については、第1の3の観点から審査する。 3 目的の変更、主たる事務所の移転等に係る規則の変更の場合において、当該宗教法人の同一性に疑義がある場合は、宗教活動や礼拝の施設の現状、代表役員その他の役員等の選任経過等について十分な調査を行う。 第4 標準処理期間 第1から第3の認証に係る標準処理期間は、3月とする。 				
基準の制定根拠	規則等の認証に関	関する審査基準に	及び標準処理期間		
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	3月				
期間の制定根拠	規則等の認証に関	関する審査基準に	及び標準処理期間		